



涌谷町立涌谷第一小学校いじめ防止基本方針（概要）

1 はじめに

いじめは決して許される行為ではありません。いじめは「どの子供にも、どの学校にも起こり得るもの」また、「どの子も、被害者にも加害者にもなり得るもの」であることを認識し、保護者や地域と連携しながら学校全体で「いじめを生まない学校づくり」を目指して、いじめ防止等の対策に組織的に取り組んでいきます。

2 いじめとは

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

（いじめ防止対策推進法 第 2 条「いじめの定義」）

3 いじめに対する基本認識

- ① 「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つこと。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として許される行為ではない。
- ③ いじめは、大人の気付きにくいところで行われていることが多く発見しにくい。
- ④ いじめは、いじめられている側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑事法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育の在り方に大きく関わりをもっている。
- ⑧ いじめは、学校、家庭、地域社会等すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

4 インターネット上のいじめ防止

「ネットいじめ」とは、携帯電話（スマホ）やパソコンを通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示板などに、特定の子供の悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものです。最近では、全国的に SNS によるいじめも増えてきています。

- ① 情報モラル教育の充実・・・ 毎年 5 学年段階の児童と全校児童の保護者向けに、関係機関と連携しながら、「ケータイ・スマホ安全教室」を実施します。
- ② 家庭での指導を推進・・・ 児童にケータイ・スマホ等を利用させる場合、「家庭でのルール」について話し合いながら作成していただきます。



5 取組の実際

(1)「いじめ防止」に向け、生徒指導の三機能【自己肯定感、共感的な人間関係、自己決定】を生かした授業づくり、集団づくり、学校づくりに努めます。

- ① いじめについての考えを共通理解する・・・「いじめは人間として絶対に許されないもの」
- ② いじめに向かわない態度・能力を育成する・・・優しい心を育む道徳教育の充実
- ③ 意欲と自己肯定感を育む・・・・・・・・・・分かる喜びを味わわせる授業づくり
- ④ 社会性と自己有用感を育む・・・・・・・・・・できることは児童にさせ、活躍を認める指導
- ⑤ 児童生徒がいじめ問題を考える機会を設定する・児童会で協議し、防止を訴える

(2)「いじめの早期発見」に向けてアンテナを高くし、協力的な指導（チーム対応）で積極的に情報を共有します。

- ① 複数の目による気付きを生かした協力的な指導といじめ問題対策委員会における即座の対応
- ② 「生活アンケート」の実施とその後の適切なフォロー
(アンケートで得られた情報は、校内個人情報管理規程に基づき厳重に管理する)
- ③ 必要に応じて即座の聞き取りをするなど、きめ細やかな対応

6 いじめ問題対策委員会

いじめの予防と解決のための総合的な対策を推進するために、涌谷第一小学校いじめ問題対策委員会を設置します。

＜構成＞委員長（校長）、副委員長（教頭）、主幹教諭、生徒指導主任、各学年主任、養護教諭
必要に応じて、児童相談所等の関係機関と連携を図り、参加を要請する。

＜内容＞次に掲げる事項について協議し、適切かつ迅速な対策を講ずる。

- ア いじめの実態把握に関すること
- イ 学校と家庭、地域や関係諸機関との連携及び施策の調整に関すること
- ウ その他いじめ等問題等の対策に必要な事項に関すること

7 いじめ重大事態への対応

児童の命を脅かす等のいじめについては、「重大事態」という認識をもち、涌谷町教育委員会の指導の下、より組織的・実効的な取組を行うことにより、児童の安全・安心の確保に努めます。

【1号事態】生命、心身又は財産に重大な被害の疑い（調査主体は涌谷町教育委員会）

- ・設置者の指示の下、資料の提出など、調査への協力

【2号事態】相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

- ・調査組織を設置（専門家等の第三者の参加、被害児童生徒の保護者が推薦する者）
- ・調査組織で事実関係を明確にするための調査を実施
- ・いじめを受けた児童生徒とその保護者に対して情報を適切に提供
- ・調査結果を踏まえた適切な措置
- ・調査結果を涌谷町教育委員会に報告（町教委を通して7日以内に涌谷町長に報告）

8 おわりに

いじめに対しては、早期発見・早期対応、そして組織的な対応が求められます。それに加え、「いじめに向かわない態度・能力の育成」が図られるための教育を行い、未然防止に努めます。

学校生活の充実や家庭との連携、読書活動の推進等を通し、児童の社会性・道徳心を育むことで、他人の気持ちを共感的に理解しようとする態度や自他の存在を等しく認め、互いの人格を尊重しようとする態度を大切にしたいと考えます。

教職員、家庭・地域が一体となって取り組み、「いじめを絶対に許さない学校づくり」を目指します。